

原子力所在地域首長懇談会からの 安全協定改定要請に対するご回答

平成29年3月24日

原子力所在地域首長懇談会

東 海 村 長	山 田 修	様
日 立 市 長	小 川 春 樹	様
ひたちなか市長	本 間 源 基	様
那 珂 市 長	海 野 徹	様
常 陸 太 田 市 長	大 久 保 太 一	様
水 戸 市 長	高 橋 靖	様

日本原子力発電株式会社

取締役社長 村 松 衛

平素より、当社の事業運営に対し多大なるご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成24年7月17日、平成25年3月15日、同年6月5日及び平成29年2月9日付で貴懇談会からご要求がありました「日本原子力発電（株）東海第二発電所の原子力安全協定の見直しについて（要求書）」につきましては、下記のとおりご回答いたします。

記

当社といたしましては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を自らの戒めとし、安全確保を最優先にして原子力発電所を運営していくことをお誓いいたします。また地域の皆様方が日々安全で安心して暮らせる環境を確保していくため、発電所におけるハード・ソフトの対策の強化はもとより、弛まぬ訓練や日々の点検などを含め万全の安全対策を講じていくとともに、地域の皆様方に対する迅速かつ正確な情報の提供に万全を期す所存でございます。

その上で先ず第一に、今回の当社東海第二発電所の新規制基準適合に伴う稼働及び延長運転に当たりましては、貴懇談会を構成する6市村との間で新たに「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の新規制基準適合に伴う稼働及び延長運転に係る原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」を締結させていただきたいと存じます。

その協定書の中では、6市村同等の権限として、

(1) 事前説明及び意見交換をすること

- ①事業者は安全対策の内容等を事前に丁寧に説明すること
- ②この説明に関し事業者に対し意見を述べることができること
- ③その意見に対し、事業者は誠意をもって回答するなど理解を得るために最大限の努力をしなければならないこと

(2) 合意形成を図るための協議会の開催を求める

- ①上記の意見交換を踏まえさらに安全確保の観点から必要があると認めるときは事業者に対し協議会の開催を求めることができること
- ②これに対し、事業者は応じなければならないこと

(3) 協議会での議論の結果、事業者は適切な対応を講ずること

- ①原子力発電所周辺の安全確保のため特別に対策を講ずる必要があると認めるとときは事業者に対し適切な対策を求めることができること
 - ②それに対し、事業者は誠意をもって検討し適切に対応しなければならないこと
- などを定めることとしています。

次に第二に、現行の安全協定につきましてもご要求の趣旨に沿いまして以下のとおり諸規定を改定させていただきたいと存じます。

- (1) 「使用済燃料の貯蔵施設」を対象施設に追加すること
協定序文にある安全協定の対象を示す「原子力施設」として「使用済燃料の貯蔵施設」を追加すること
- (2) 6市村について新增設等に関する事業者による事前説明と事業者に対し意見を述べる権限を追加すること
 - ①新增設等に関して事業者に事前説明を義務づけること
 - ②この説明に関し事業者に対し意見を述べることができること
 - ③それに対し、事業者は誠意をもって回答すること
- (3) 安全上の措置の内容として安全対策の強化を追加すること
- (4) 廃止措置計画に関する事前説明を追加すること
- (5) 安全確保のために講じた措置の内容に関する説明を追加すること

以上